*介護サービスを確認してください*

　介護保険給付費通知書とは、あなたが利用した介護サービスの内容や費用についてお知らせするものです。お手持ちの領収書やサービス利用票と通知書の記載内容を見比べていただき、利用したサービス内容や回数等に誤りがないかをご確認ください。

**●介護保険給付費通知書の見方**

**介護保険　給付費通知書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 | 青梅　太郎 | 被保険者番号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

あなたの　令和●年●月　～令和●年●月　における介護給費は以下のとおりです。

＜お問い合わせ先＞

青梅市役所　介護保険課

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1　電話：0428-22-1111

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス提供年月 | サービス事業所 | サービス種類 | サービス日数／回数 | 利用者負担額合計額(円) | サービス費用合計額（円） |
| 令和元年8月 | ●●老人保健施設 | 介護老人保健施設サービス |  | 35,530 | 355,291 |
|  | ●●老人保健施設 | 特定入所者介護サービス等 | 62 | 20,150 | 42,780 |
|  |  | 高額介護 |  | 15,000 | 35,530 |
| 令和元年9月 | デイサービス★★ | 通所介護 | 12 | 10,533 | 105,326 |
|  | 〇〇デイサービス | 地域密着型通所介護 | 3 | 1,657 | 16,564 |
|  | ◆◆ヘルパー | 訪問介護 | 3 | 1,749 | 17,481 |
|  | 有限会社☆☆ | 福祉用具貸与 | 31 | 1,910 | 19,100 |
|  | □□居宅 | 居宅サービス計画費 |  | 2 | 16,099 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　 ※サービス費用合計額は、あなたが支払った利用者負担額と、国・都・市及び介護保険料で負担する

保険給付額の総額です。尚、本通知を受け取ったことにより、特に手続きを行う必要はありません。

その月に利用したサービスの内訳です。

その月の事業者ごとの利用実績です。

その月にあなたが支払った金額です。

利用料の軽減を受けている方は，実際の支払額と異なる場合があります。

その月の介護サービスの総額です。

この場合，総額19,100円のうち，

利用者から1,910円，保険から17,190円（19100円－17,190円）支払われています。

**次のページにＱ＆Ａとお問い合わせ先が記載されていますのでご覧ください。**

**介護給付費通知書に関するＱ＆Ａ**

**【質問１】「介護給費通知書」とは何ですか？**

# 【回答１】この通知は、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険に対する理解を深めていただくためのものです。※領収書や請求書ではありません。

**【質問2】何のデータを元に作ったのですか？**

【回答２】この通知は，サービスを利用した介護保険事業所からの介護保険請求を元に作成しております。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合には、記載しておりません。また、住宅改修費や福祉用具購入費等の償還払い分や第１号事業利用分が一部含まれておりません。

**【質問３】通知の中の利用者負担額が，事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか？**

【回答３】この通知の中の利用者負担額には、介護保険給付外のもの（通所サービスでの食費など）は含まれておりませんので、実際に支払った額と一致しないことがあります。

**【質問４】「居宅介護支援」という支払っていないサービスが載っているのはなぜですか？**

　【回答４】「居宅介護支援」のサービスは、利用者負担額が０円になっています。このサービスは，サービス計画を立てるなどケアマネージャーの業務に対する介護報酬です。この報酬は、介護保険から全額支払われるもので、自己負担額はありません。自己負担がないサービスでも、介護保険から給付されているのでお知らせしています。

**【質問５】サービス種類で「特定入所者介護」というのは何ですか？**

【回答５】「特定入所者介護」とは「特定入所者介護サービス費」のことです。これは、介護保険施設に入所・入院したときの「食費」「居住費」と、ショートステイを利用したときの「食費」「滞在費」のことで、サービス費用額から利用者負担額を引いた金額が、介護保険から給付されています。この「食費」「居住費(滞在費)」の利用者負担額は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている「負担限度額（負担額）のご利用日数分の金額になっています。

**【質問６】利用した覚えのないサービスが記載されているときはどのようにしたらよいですか？**

【回答６】まず、サービス計画を作成しているケアマネージャーやサービスを利用している事業所に御確認ください。ご確認いただいたうえで、利用の事実がない場合は、介護保険課へご連絡ください。

お問い合わせは・・・

**青梅市役所　介護保険課介護保険管理係**

**〒198-8701　東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1　　電話：0428-22-1111**